

茨城県知事 大井川 和彦 殿

ひたちなか市長 大 谷



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 5 月 26 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス勝田中原店
所在地 ひたちなか市勝田中原町 2 番 7

2 届出者

氏 名 JR 東日本不動産株式会社、代表取締役 田崎 政史
住 所 東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号



3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容	所管課
交通対策	〔車両誘導等〕 ・自動車等で、店舗から県道 38 号那珂湊那珂線及び市道市毛・堀口地区 43 号線へ出る際に、道路歩行者や道路を走行する自動車等を目視にて確認できるよう、外構や構造物の設置位置等について留意されたい。	生活安全課
駐車場	〔交通誘導〕 ・駐車場出入口の交通混雑の防止や付近の渋滞緩和を図るため、混雑時には左折入庫及び左折出庫を促す対策や誘導員等を配置し、交通事故防止のための交通誘導等を検討されたい。	生活安全課

防災・防犯対策	〔防犯対策〕 ・店舗内外の防犯を図るため、閉店後も含めて警備員等による店舗内外の定期的な巡視を実施するとともに、防犯カメラ等の防犯機器を設置するなど、自主防犯対策には万全を期されたい。 ・駐車場における防犯を図るため、看板等を設置するなどして、来店者に対し、駐車場や駐輪場における車上ねらい、自転車盗及びオートバイ盗等の各種犯罪被害の防止を周知徹底し、防犯意識の向上を図られたい。 ・駐車場における暴走族等のい集を防止するため、閉店後は施錠設備のある工作物で駐車場を閉鎖されたい。	市民活動課
騒音対策	〔適正な管理・対応〕 ・騒音の規制基準について、店舗内に「騒音規制法の特定施設」又は「ひたちなか市公害防止条例の届出施設」を設置する場合は、敷地境界線上における全ての騒音（定常騒音、変動騒音等）を規制基準値内に抑制しなければならず、添付されている敷地境界線上における騒音予測値について、上記規制値を超えている数値が予測されていることから、「騒音規制法の特定施設」又は「ひたちなか市公害防止条例の届出施設」を設置するか確認し、設置する場合には、騒音を規制値内に抑えるよう対策を検討されたい。	環境政策課
廃棄物対策	〔法令遵守〕 ・事業において発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例を含む）を遵守し、適正に処理されたい。	廃棄物対策課
街並みづくりへの配慮	〔法令遵守〕 ・高さが9mを超え、かつ、延床面積が2,000㎡を超える建築物等の建築や、一定規模以上の土地の形質の変更等、県景観条例に定める大規模行為をしようとする場合は、景観形成基準を準拠されたい。 ・敷地の内外問わず、広告物を表示する場合は、表示しようとする日の30日前までに茨城県屋外広告物条例に基づく許可を得られたい。 ・建築建物について、住居表示実施地区に位置することから、住所を設定する場合（郵便物や宅配品等が届く建築物の場合）には、住居番号の付番手続きが必要となる。	都市計画課
その他	〔地域貢献活動の取り組み〕 ・市ガイドラインに基づき、地元商工会議所への加入を始め、地域のイベント等への協力や従業員の優先的な地元雇用など積極的な地域貢献活動を実施されたい。	商工振興課

(2) 理由

市民の交通安全，防災・防犯対策を図るとともに，周辺地域の良好な生活環境の保持及び廃棄物減量化等を図るため。